

南海トラフ地震防災対策推進計画の 作成・変更状況等調査結果



大規模地震防災対策推進検討会(第5回)

令和8年6月29日

内閣府(防災担当)

南海トラフ地震防災対策のための各種計画の作成・変更状況等調査について

○ 各自治体の「推進計画作成・変更状況」や「推進計画の記載内容」を把握するため、推進地域に指定されている都府県および市町村に対して調査を実施。

〈令和7年度の調査実施内容〉

調査期間：令和8年3月～4月

調査対象：30都府県および723市町村

■ 調査対象の自治体

	都府県	市町村数		都府県	市町村数
1	茨城県	8	16	和歌山県	30
2	千葉県	18	17	岡山県	14
3	東京都	9	18	広島県	17
4	神奈川県	28	19	山口県	15
5	山梨県	25	20	徳島県	24
6	長野県	36	21	香川県	17
7	岐阜県	39	22	愛媛県	20
8	静岡県	35	23	高知県	34
9	愛知県	54	24	福岡県	6
10	三重県	29	25	長崎県	8
11	滋賀県	19	26	熊本県	12
12	京都府	18	27	大分県	18
13	大阪府	42	28	宮崎県	26
14	兵庫県	24	29	鹿児島県	42
15	奈良県	39	30	沖縄県	17

■ 調査内容と回答状況

(令和8年6月時点)

調査内容	回答率 (R8.6月時点)
○推進計画の作成・変更状況等の調査 ①推進計画の作成・変更状況について ②被害想定の見直し実施について ③南トラ地震防災対策での重点項目について 等	【都府県】100% 【市町村】100%
○推進計画に明示する事項の調査 基本計画に記載されている「明示することとする」 事項の記載状況について	【都府県】100% 【市町村】91%

南海トラフ地震防災対策のための各種計画の作成・変更状況調査について

〈調査結果の概要〉

1. 推進計画の作成状況について 【詳細 P.3】

- 推進地域の都府県はすべて作成済、市町村においても97%は作成済

2. 推進計画の変更状況について

- 都府県は**64%が変更済**で、残りの都府県も令和9年度までに作成予定 【詳細 P.4】
- 市町村は18%が変更済。**23%が「令和10年以降変更予定」「変更予定なし」** 【詳細 P.4】
- 推進計画へ明示すべき項目のうち『**重点施策に関する事項**』の記載済は、**都府県で37%** 【詳細 P.5】

3. 被害想定の見直し状況について 【詳細 P.6】

- **約8割の都府県では9年度までに被害想定を見直し予定**
- 「見直しを予定していない」の約2割の都府県では、他の地震災害に対する被害想定が上回っている等が理由

4. 推進計画等における施策の具体的な目標の設定について 【詳細 P.8】

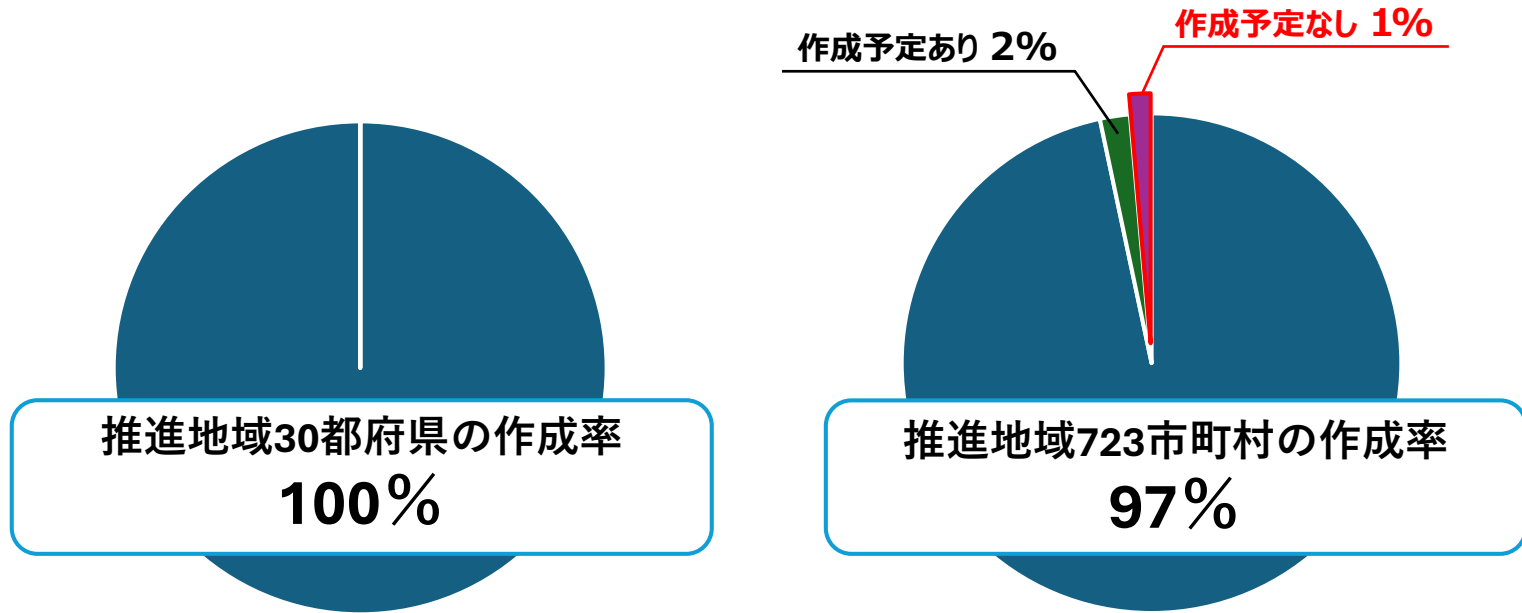
- 都府県では**8割超が定量的な目標を設定済**（未設定は約2割）
- 市町村では**約8割が定量的な目標を設定していない**

5. 推進計画へ明示すべき項目について

- 基本計画にて**推進計画へ明示すべき項目（83項目）**について、
 - ・ 今回新たに明示すべきとされた『**重点施策に関する事項**』の記載済は、**都府県で37%（再掲）、市町村では27%の記載状況**。【詳細 P.5】
 - ・ 従前から明示すべきとされている項目については、**都府県の記載率はおおむね高いが、市町村は項目によって記載項目のバラツキがある**。【詳細 P.11】

南海トラフ地震防災対策推進計画の作成状況について

対象：南海トラフ地震防災対策推進地域の30都府県・723市町村
 (うち、令和7年7月1日新規指定：1県・16市町村)



〈市町村における作成状況・今後の作成予定〉

(令和8年6月時点)

	R7年度作成済	R8年度	R9年度	R10年度以降	予定なし
市町村	700 (6)	8 (7)	5 (2)	4 (0)	6 (1)

※ () 内の数字は、令和7年7月1日に新規指定された自治体数

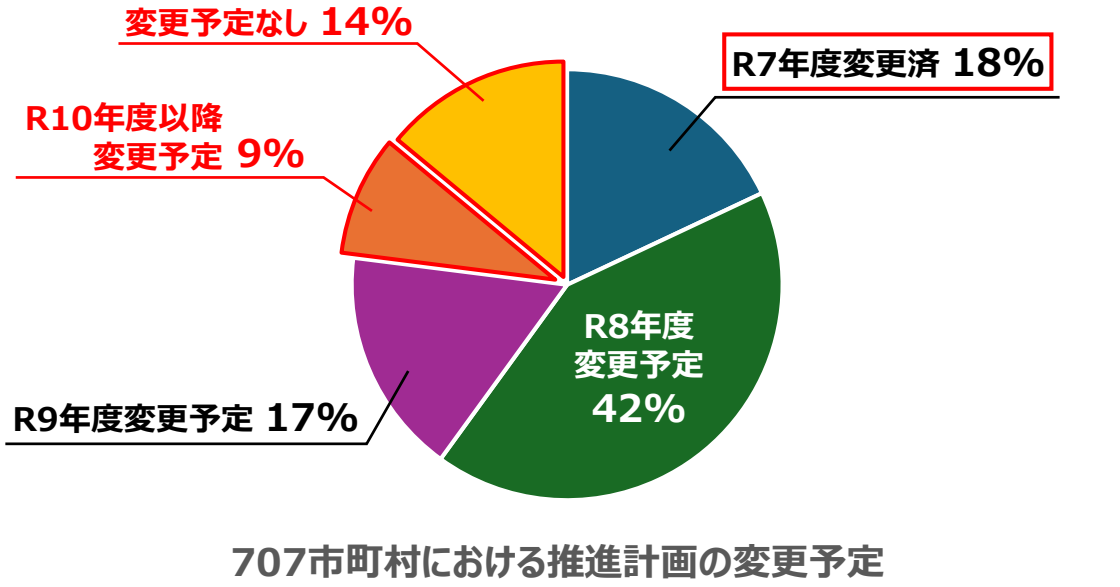
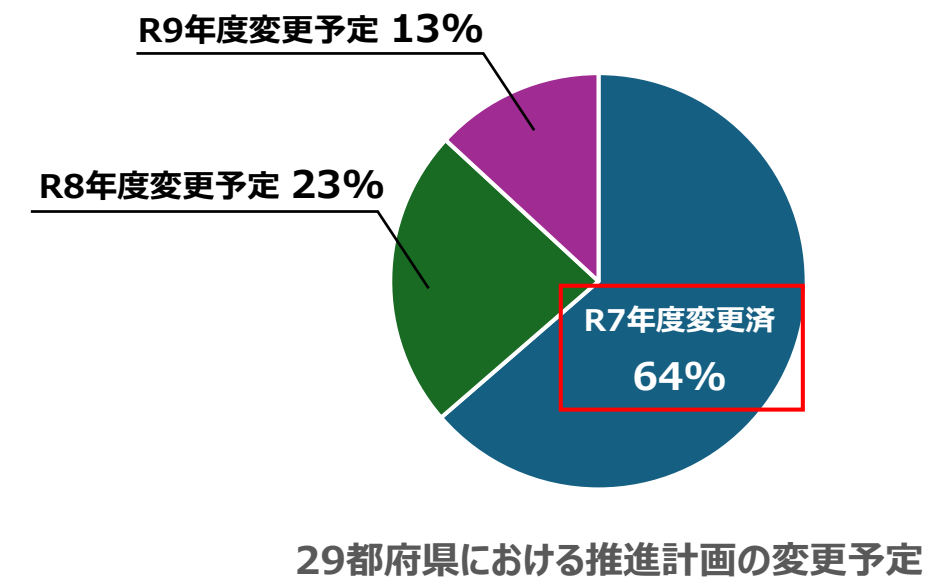
➤ 『令和10年以降作成予定』『作成予定なし』と回答した市町村に対し早期作成を促していく。

南海トラフ地震防災対策推進計画の変更状況について

対象：従前より南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている29都府県・707市町村
 (うち、推進計画を作成済の29都府県・694市町村)

〈令和7年7月1日の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を受けての推進計画の変更状況〉 (令和8年6月時点)

	R7年度変更済	R8年度	R9年度	R10年度以降	予定なし
都府県	64%	23%	13%	-	-
市町村	18%	42%	17%	9%	14%



➤ 『令和10年以降変更予定』『変更予定なし』と回答した市町村に対し早期変更の実施を促していく。

南海トラフ地震防災対策推進計画の変更内容について

対象：南海トラフ地震防災対策推進地域の30都府県

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（抜粋）

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

第1節 重点施策に関する事項

- 南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に約80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがある。
- このため、全ての施策を一律に講ずることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、今後重点的に推進することを推進計画に明示するものとする。
- 重点施策については、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする。

〈都府県における推進計画への『重点施策に関する事項』の記載状況〉

(令和8年6月時点)

	推進計画に記載済み	推進計画に今後記載予定
都府県	37%	63%
	千葉県・神奈川県・静岡県・兵庫県・山口県・徳島県・香川県・高知県・福岡県・宮崎県・沖縄県	茨城県・東京都・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・岡山県・広島県・愛媛県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県

➤ 『重点施策に関する事項』を記載するよう促していくとともに、記載内容のフォローアップも実施していく。

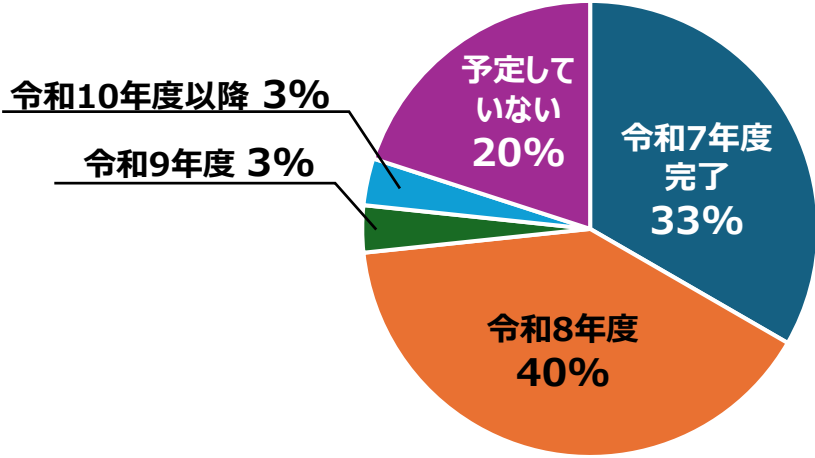
地方自治体における被害想定の見直し状況について

対象：南海トラフ地震防災対策推進地域の30都府県

〈都府県における被害想定の見直し状況〉

(令和8年6月時点)

	令和7年度完了	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	予定していない
都府県	33% 神奈川県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・宮崎県	40% 千葉県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・長崎県・大分県・鹿児島県	3% 滋賀県	3% 長野県	20% 茨城県・東京都・山梨県・京都府・熊本県・沖縄県



30都府県における被害想定の見直し状況

■ 被害想定を作成、見直しを予定していない主な理由

○他の地震被害想定が南海トラフ地震の被害想定を上回っているため。

南海トラフ地震防災対策推進計画の記載体系について

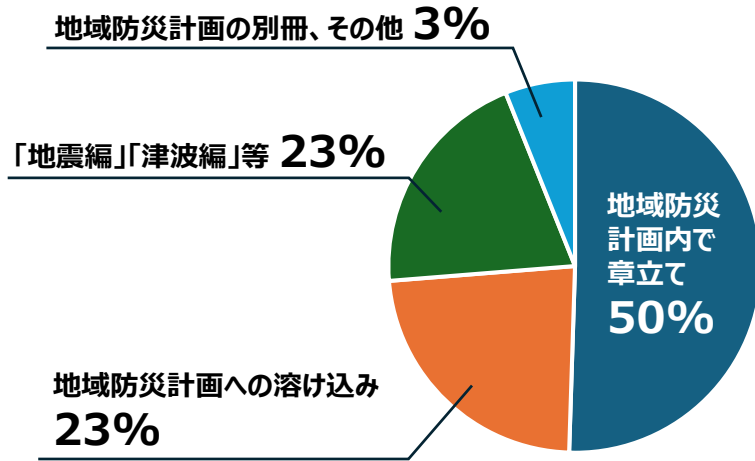
対象：南海トラフ地震防災対策推進地域の30都府県・700市町村

(※推進計画を作成済の自治体を対象)

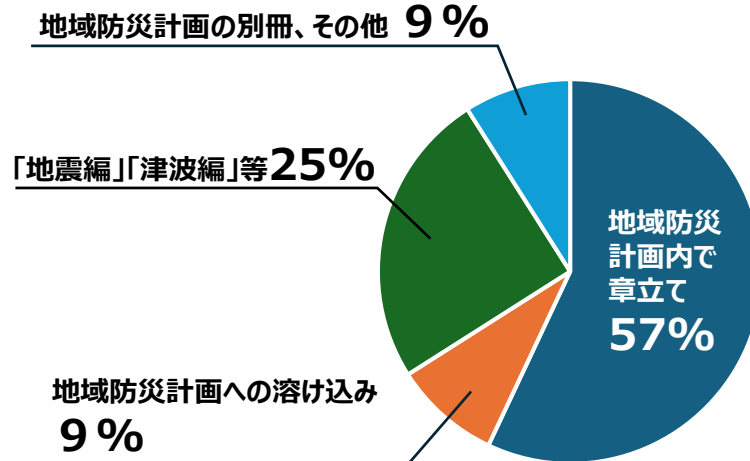
〈都府県・市町村における推進計画の記載体系〉

(令和8年6月時点)

	地域防災計画内に章立てで作成	地域防災計画全般に 溶け込ませて作成	地域防災計画内の 「地震編」「津波編」等で作成	地域防災計画の 別冊として作成
都府県	50%	23%	23%	3%
	千葉県・東京都・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・岡山県・山口県・長崎県・大分県・鹿児島県・沖縄県	茨城県・神奈川県・愛知県・三重県・香川県・愛媛県・高知県	山梨県・静岡県・大阪府・徳島県・福岡県・熊本県・宮崎県	広島県
市町村	57%	9%	25%	9%



30都府県における推進計画の記載体系



700市町村における推進計画の記載体系

推進計画等における施策の具体的な目標の設定について

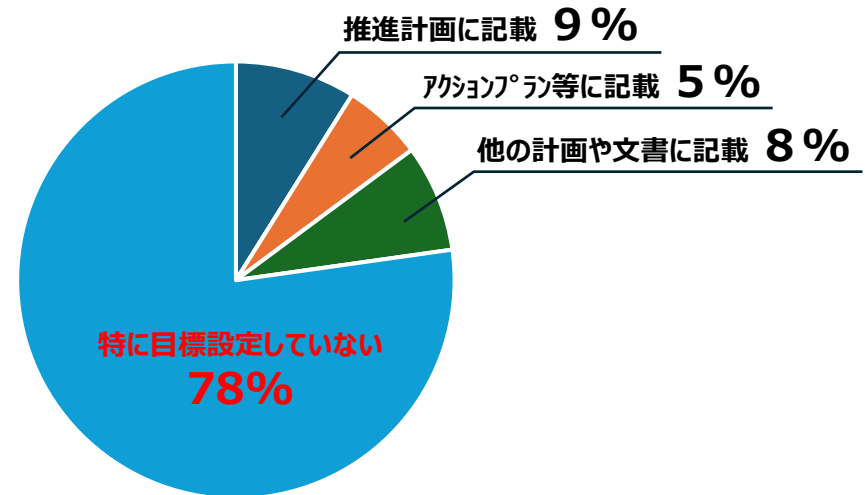
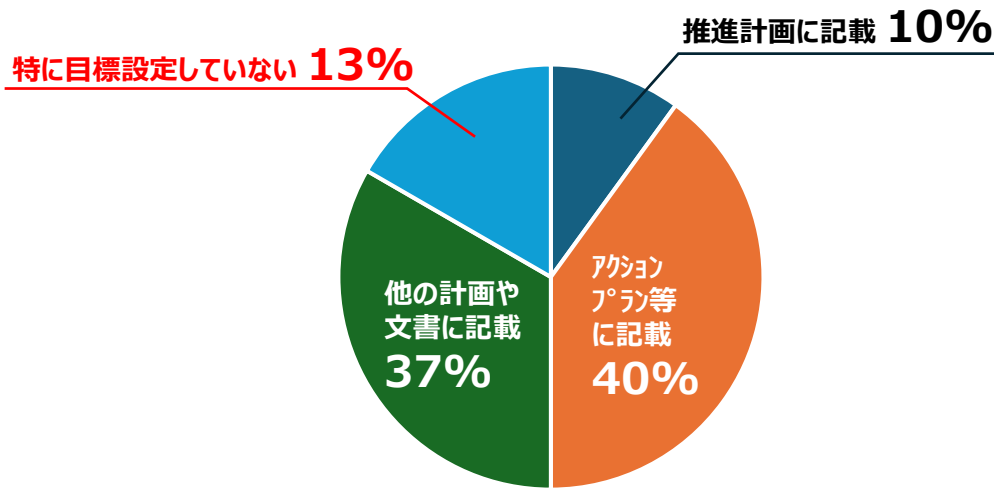
対象：南海トラフ地震防災対策推進地域の30都府県・700市町村

(※推進計画を作成済の自治体を対象)

〈推進計画における施策の具体的な目標の設定状況〉

(令和8年6月時点)

	推進計画内に具体的な目標を記載している	アクションプラン等の別計画書を作成し、具体的な目標を記載している	各地域の国土強靱化計画等、他の計画や文書に記載している	特に目標設定していない
都府県	10%	40%	37%	13%
	香川県・福岡県・熊本県	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・徳島県・愛媛県・大分県	千葉県・神奈川県・山梨県・滋賀県・和歌山県・山口県・高知県・長崎県・宮崎県・鹿児島・沖縄県	茨城県・東京都・長野県・奈良県
市町村	9%	5%	8%	78%



推進計画等における施策の具体的な目標の設定について

推進計画内に具体的な目標を記載している例：香川県

香川県地域防災計画
(地震対策編)

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 本県の地勢等の概況	12
第4節 被害想定	22
第5節 地震・津波防災対策目標	45
第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針	53
第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	55
第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針	66

1 計画の構成
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、香川県防災会議が策定する香川県地域防災計画は、この計画「地震対策編」のほか、「津波対策編」及び「一般対策編」の3編で構成する。
また、この「地震対策編」は、「津波対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

(参考) 地域防災計画を推進計画とする旨の記載

地域防災計画地震対策編第1章第5節「地震・津波防災対策目標」

5 被害軽減の目標(減災目標) 今後5年間(令和12年度まで)で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。
6 減災を実現するための目標と対策 本県の地域特性を踏まえ、人的・物的被害の軽減につながる具体目標(数値目標又は定性目標)と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

- I 強い揺れへの備え
 - ◇ 建築物・住宅の耐震化
 - **住宅の耐震化率を令和12年までに92%にする。(令和5年 86%)**
 - ・市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)
 - 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。
 - ・市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進(危機管理総局、土木部)
 - ◇ ライフライン、公共施設の耐震化
 - **県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震管率を令和9年度までに36.3%にする。(令和5年度末25.6%)**

等

推進計画等における施策の具体的な目標の設定について

他の計画や文書に記載している例：高知県

高知県南海トラフ地震対策行動計画
(第6期 令和7年度～令和9年度)

令和7年3月
高知県

目次

第1 行動計画の趣旨と基本的な考え方

- 1 南海トラフ地震対策行動計画の趣旨・経過 P. 1
- 2 南海トラフ地震対策の方向性 P. 3
- 3 行動計画の対象とする地震と被害想定 P. 4
- 4 第5期行動計画の取組による減災効果 P. 12
- 5 第6期行動計画の策定方針 P. 14
- 6 取組を検討するうえでの留意事項 P. 14
- 7 減災目標 P. 16
- 8 重点的に取り組む課題 P. 19
- 9 計画期間 P. 23
- 10 進捗管理 P. 23

第2 具体的な取組

- 1 想定される被災シナリオに応じた対策 P. 25
- 2 行動計画の体系表(対策一覧) P. 43
- 3 重点課題に係る取組一覧 P. 52
- 4 具体的な取組内容(個票) P. 60
- 5 これまでの取組 P. 166

1-1 県民への情報提供、啓発の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅡは不要	達成予定	担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降			
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	2	「南海トラフ地震に備えちよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	県	1	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 (啓発方法) ・テレビ、ラジオCM ・SNS(X, Instagram) ・動画配信サービス(YouTube, TVer) ・新聞広告 ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」等	I A	津波からの早期避難の意識率 100%	津波からの早期避難の意識率 69.7%	津波からの早期避難の意識率 80%	津波からの早期避難の意識率 90%	津波からの早期避難の意識率 100%	取組の継続	津波からの早期避難の意識率 100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	3日分以上の飲料水備蓄率 73.1%	3日分以上の飲料水備蓄率 82%	3日分以上の飲料水備蓄率 91%	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								3	3日分以上の食料備蓄率 100%	3日分以上の食料備蓄率 73.8%	3日分以上の食料備蓄率 82%	3日分以上の食料備蓄率 91%	3日分以上の食料備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の食料備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								4	津波からの早期避難意識率向上に向けた啓発手法の追加	I A	新たな啓発手法を3つ以上追加	—	1つ以上追加	1つ以上追加	1つ以上追加	—	新たな啓発手法を3つ以上追加	R9	南海トラフ地震対策課

基本計画にて定めている推進計画へ明示すべき項目について

自治体が推進計画へ明示すべきとされている項目：83項目

(令和7年7月1日の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更にて新たに2項目を追加)

(令和8年6月時点)

基本計画 第5章	項目数	概要	記載率※	
			都府県 (30都府県)	市町村 (700市町村)
第1節 重点施策に関する事項	1	「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、今後重点的に推進することについて (R7.7.1基本計画変更にて追加)	37%	27%
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	1	地震防災上緊急に整備等すべき施設等について	72%	52%
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	33	津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助について (このうち、以下内容をR7.7.1基本計画変更にて追加) 消防団に関し女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、～自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図ることについて	86%	66%
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	6	資機材・人員等の配備手配、自衛隊の災害派遣、物資の備蓄・調達、帰宅困難者への対応について	92%	69%
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	38	臨時情報発表時の対応関連について	94%	67%
第6節 防災訓練に関する事項	2	大規模な地震を想定した防災訓練について 臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練について	93%	69%
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	2	職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育について 防災意識の普及・啓発や、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるような教育・広報の実施について	95%	79%

※記載率(%)=(自治体が明示している項目数合計)/(対象自治体数×項目数-(自治体での「対象外」項目数合計))×100

基本計画にて定めている推進計画へ明示すべき項目について

推進計画に明示すべき項目のうち 8 割程度の自治体で記載されている項目

南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項	
事前応援協定	各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示する。
情報の伝達体制	各計画主体は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。
情報の伝達体制	災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報の内容その他これらに関連する情報については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。
情報の伝達体制 （地域住民）	地方公共団体は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。
災害対策本部の設置	地方公共団体は、各々の災害対策本部の設置運営方法その他の事項について定め、地方公共団体以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。
臨時情報の周知	各計画主体は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。
災害応急対策をとるべき 期間等	各計画主体は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。
日頃からの備え （住民への呼びかけ）	地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。
災害応急対策をとるべき 期間等	各計画主体は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。
日頃からの備え （施設・設備の点検）	各計画主体は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。
防災訓練	各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。
教育・広報	各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。
教育・広報	地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。